

長崎市「平和の文化」事業認定制度



平和の文化とは

スポーツ・芸術等の様々な入口を通して、多くの人々が当事者として平和について考え、行動し、平和の輪を広げること

認定の対象

※1～3いずれにも該当するもの

1. 関心がある分野を入口に、身近なところから平和を考える事業
2. 小さな行動であっても平和につながると感じられる事業
3. 多くの人々に平和を発信する事業

[例1] スポーツ

試合などの際に平和のメッセージを発信するもの

[例2] 芸術

音楽コンサートや美術展などで、平和を発信するもの

[例3] その他

国際理解・協力の事業を通し、平和を発信するもの

「平和の文化」 認定第1号について



事業名 V.ファーレン長崎 平和祈念活動

「愛と平和と一生懸命」をコンセプトに様々な活動を展開

- 千羽鶴寄贈
- 行政との取組み
 - ・平和の灯（右写真）など
- 平和学習
- ホームゲームでの取組み
 - ・選手による平和宣言 ・平和祈念マッチ
- その他
 - ・平和祈念ユニフォームの着用 など



認定書交付式 市長より認定書を交付

日時 = 7/17 (土) 17時35分~18時00分 (この間の7分間を予定)

場所 = トランスコスモススタジアム長崎